

低圧電気取扱者 安全衛生特別教育講習会のご案内

労働安全衛生法では、事業者は感電等の災害を防止するため、従業員に「充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に従事させるときは、安全衛生特別教育を行うことを義務づけています。

四国電気保安協会では、技術研修所において、事業者に代わって安全衛生特別教育の講習会を開催しています。また、全科目修了者には「修了証」を発行いたします。

※関係法令（労働安全衛生法 第59条、労働安全衛生規則 第36条第4号、安全衛生特別教育規程 第5・6条）

- 対象者：開閉器の操作業務のみを行う者
- 開催日 23年度 第1回 平成23年 4月26日(火) … 終了
第2回 平成23年 9月13日(火) … 終了
第3回 平成24年 1月24日(火) … 終了
- 時間：9:00～18:00
- 会場：(財)四国電気保安協会 技術研修所
高松市福岡町3丁目31番15号
- 定員：20名（先着順。定員に達し次第締め切ります。）
- 受講料：1名につき 8,100円
(テキスト代「低圧電気取扱者安全必携」、消費税含む)
- 講習内容

学 科	時 間
①低圧の電気に関する基礎知識	1 時間
②低圧の電気設備に関する基礎知識	2 時間
③低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1 時間
④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2 時間
⑤関係法令	1 時間
実 技	
低圧電路の開閉器操作と、活線と停電の確認方法	1 時間

※ お申し込み方法について

- ・「受講申込書」(画面右下部をクリック)を印刷し、必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお送りください。

※ 受講料のお支払いについて

- ・お申し込み受付後、「受講のご案内」および「請求書」をお送りいたしますので、請求書に記載しているお支払期限までに指定口座へお振込みください。
- ・ご入金確認後、「受講票」をお送りいたします。

※ 受講料お振込み後のキャンセルについて

- ・参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方がご参加ください。
- ・キャンセルの場合は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

・10名以上でまとめて受講の場合は臨時講習会の開催も検討させていただきます。

■ お問い合わせ先

財団法人 四国電気保安協会 事業部
TEL：087-821-5615
FAX：087-826-5783

受講申込書

講習会場案内図

受講申込書

(低圧電気取扱者 安全衛生特別教育)

(申込日) 平成 年 月 日

(送付先)

(財)四国電気保安協会 事業部

FAX:087-826-5783

* 印以外は必須

受講希望日	平成 年 月 日(火)
-------	-------------

【申込者】

ふりがな			
会社名			
所在地	〒 -		
ふりがな		部 課 名	
担当者氏名			
* 貴社業種		T E L	() -
* E-Mail		F A X	() -

【受講者】

ふりがな		部 課 名	
受講者氏名			
自宅住所	〒 -		
生年月日	()昭和 ()平成 年 月 日		
性 別	()男 ()女		
資 格	()・第[]種電気主任技術者 ()・第[]種電気工事士 ()・その他電気関係資格[] ()・なし		

請求書送付先	()会社 ()自宅	※ご記入の無い場合は、会社へお送りいたします。
受講票送付先	()会社 ()自宅	※ご記入の無い場合は、会社へお送りいたします。

※ご記入いただきましたお客さまの情報は、安全衛生特別教育実施の目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

(HP用)

(財)四国電気保安協会
技術研修所

〒760-0066

高松市福岡町3丁目31番15号

TEL 087-821-5615

